

おうけつぼ 古墳時代末期の横穴墓から改葬人骨

かわらかみあいじゆ
歌姫赤井谷横穴墓群 奈良市歌姫町

歌姫赤井谷横穴墓群の発見 歌姫赤井谷横穴墓群は、奈良市歌姫町から山陵町にかけて東西にのびる奈良山丘陵（佐紀丘陵）南端部に位置しています。

この横穴墓群は、昭和29年に土地所有者の方が現地の土を採取していた際に偶然発見されたもので、通報を受けた奈良県教育委員会が発掘調査を行っています（1号横穴墓）。今回調査した横穴墓は、平成15年に土地所有者の方が1号横穴墓の西隣で陥没した穴を見ついたのを契機に、市文化財課と県文化財保存課が現地で横穴墓であることを確認しました（3号横穴墓）。

3号横穴墓の調査 調査は、平成15年度からはじめ、15年度は周辺の地形測量を、16年度は3号横穴墓の規模を知るために発掘調査を行いました。17年度は奈良大学考古学研究室と合同で横穴墓の詳細を知るために発掘調査を行いました。

3号横穴墓は、全長約10mで、進体を埋葬する玄室と、玄室に至る通路の羨道とに分かれます。

玄室の形態は、幅約2m、長さ約3mの平面長方形です。天井は、崩落しているため、正確な高さはわかりませんが、約1.7mのかまぼこ形の天井と推測されます。

羨道は、長さが6.8mで、埋まった土の層を観察すると、人為的に2度閉塞した様子がうかがえます。いったん閉じた後に、また開いて追葬を行ったと考えられます。

1号横穴墓には陶棺が2基置かれていましたが、3号横穴墓には、床面に人骨だけがあり、棺はありませんでした。

人骨は、玄室の床面の3か所に置かれていました。それぞれ、数枚分の人骨があり、全部で5体以上が埋葬されているようです。また、この3か所とは離れた位置からも人骨が出土しており、追葬されたものと考えられます。

副葬品には、須恵器の蓋や提瓶、土師器の壺、耳環（2点）、刀子があり、土器の形や大きさ等から6世紀末から7世紀初頭のものと考えられます。



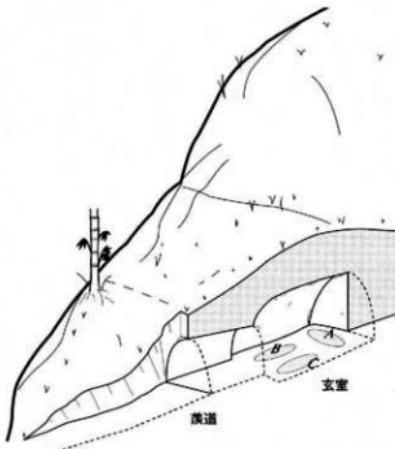
調査地位置図 (1/25,000)

3号横穴墓の改葬人骨 3号横穴墓では、人骨が床面の3か所(A・B・C群)に置かれています。これらの人骨については今後詳しく調べないといけませんが、A群には2体分の、C群には少なくとも2~3体分の人骨があり、B群もあわせると、少なくとも5体以上が埋葬されているようです。また、足の骨、腕の骨、背骨や、歯などがあり、骨の長さや歯の磨耗度からみると、埋葬された者の中には子供もいるようです。

B群についてはよく分りませんが、A群とC群は、それぞれ本来つながっているべき骨がつながっていない状態でおかれています(交通状態がない)ことや、数体分の骨が混在していることから、初めから3号横穴墓に遺体を埋葬したのではなく、どこかにいったん葬られて骨の状態になってから改めてこの3号横穴墓に埋葬されたもの(改葬)と考えられます。

奈良県内では、歌姫赤井谷横穴墓群のほかにもいくつかの横穴墓群がみつかっていますが、改葬された例はなく、今回が初めての例です。

改葬が明らかとなっている横穴墓群としては、京都府八幡市の女谷・荒坂横穴墓群があります。この横穴墓群で改葬された事例では、出土した人骨の各部位の位置が本来あるべき位置にないところから遺体をそのまま改葬したとは考えがたく、横穴墓の外で遺体を骨化させた後、改葬した可能性が高いと考えられています。また、改葬する際、概ね全身の各骨が集められており、骨の選別はさ



歌姫赤井谷3号横穴墓の模式図
(A・B・Cは出土した人骨の位置)

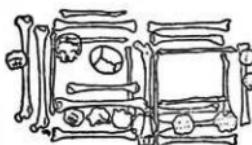
れていないようです。ただし、改葬する際にして、肋骨などの細かな骨を省き、頭蓋骨や骨盤、腕、足の骨を選別している跡跡の例もあるようです。

歌姫赤井谷3号横穴墓で認められた改葬については、どこで骨化されたのか、骨の選別はあったのか等の問題については、現在のところわかりませんが、今後、人骨に残されたデータ(どの部分の骨が残っているのかや性別、年齢、死因等)の調査を詳しく行い、上述の問題や被葬者像に追っていくことができればと考えています。

改葬とは、「いったん埋葬した遺骸を後日とりだし、あたらしい墓所に埋葬すること」(小林行雄・水野清一編『考古学辞典』)です。

改葬の事例は縄文時代からあり、愛知県吉胡貝塚では、数体分の足や腕の骨を方形に描えて並べた内側に頭蓋骨や肋骨などをつめた例がみつかっています。

また、文献では、6世紀の終わりから7世紀の初め頃に天皇の改葬の記事が多くみられます。『日本書紀』には、587年に崩御し、磐余池上陵に葬られた用明天皇が、593年河内長陵に改葬された記事があります。また、推古天皇は、最初竹田



吉胡貝塚出土の改葬人骨

皇子の陵に葬られましたが、後に河内郡長陵に改葬されています。ただし、7世紀頃の郡集墳でも改葬の例はみつかっており、天皇など特別な人たちはだけに行われた理葬方法ではないようです。